

生活相談員の要件についてのQ & A

H30. 9. 14 改正

- 1 通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設の生活相談員の資格要件はどのようなものか詳細を知りたい。

(答)

通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設には事業所の人員基準で生活相談員の配置が義務づけられており、生活相談員の資格要件については指定基準の解釈通知で以下のとおり定められています。

・通所介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。

・介護老人福祉施設

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項によること。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項では生活相談員について、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者と規定しています。

さらに、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とは以下のとおり規定されています。

- ①大学又は短期大学で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- ②厚生労働大臣指定養成機関又は講習会の修了者
- ③社会福祉士
- ④厚生労働大臣指定試験合格者（現在は実施されていない）
- ⑤同等以上の者として厚生労働省令で定めるもの

↓

*社会福祉法施行規則第1条の2で以下のとおり規定

①精神保健福祉士

- ②大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者

これらの要件のうち、社会福祉法第19条第1項第1号で規定する「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」については「社会福祉主事の資格に関する科目指定（昭和25年厚告226）」で定められています。

この科目名について平成12年4月1日に改正があり（32科目→34科目）、改正後の科目については「社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等について（平成12年9月13日社援第2073号通知）」により一定の範囲で読替えが認められています（詳細は別表参照）。

なお、福島県では通所介護についてのみ**介護支援専門員**の資格を有する者及び**通所・入所系サービス事業所（※）**において**5年以上の実務経験を有する介護福祉士**について、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有する者として認めています。

また、社会福祉法第19条第1項第1号で規定では「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」について読替えが認められているのは平成12年4月1日以降に卒業した者に限られていますが、福島県の取り扱いとして、卒業年度にかかわらず厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目及びその読替えの範囲に該当する科目を履修して卒業した者であれば、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有する者として認めることとします。この取り扱いについては、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設のいずれにも適用します。

※通所・入所系サービス：（地域密着型）通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護医療院（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、訪問サービスのみの実務経験は認めない）